

## 令和5年度 介護サービス給付適正化会議の実施について

- 1 開催日時 原則、毎月 第2・4火曜日  
但し、祝日等の場合は、翌日  
(9時30分、10時30分 1開催日あたり2件まで)

開催月	開催日
令和5年 4月	11日(火)、25日(火)
令和5年 5月	9日(火)、23日(火)
令和5年 6月	13日(火)、27日(火)
令和5年 7月	11日(火)、25日(火)
令和5年 8月	8日(火)、22日(火)
令和5年 9月	12日(火)、26日(火)
令和5年10月	10日(火)、24日(火)
令和5年11月	14日(火)、28日(火)
令和5年12月	12日(火)、26日(火)
令和6年 1月	9日(火)、23日(火)
令和6年 2月	13日(火)、27日(火)
令和6年 3月	12日(火)、26日(火)

- 2 開催場所 くすのきセンター

- 3 検討項目
- ① 一般世帯における訪問介護の生活援助  
生活援助を計画しようとしたときに検討するもの。
  - ② 要介護認定有効期間の半数を超える短期入所  
認定期間中の累積利用日数が、認定期間の日数の半数を超過する可能性が生じたときに検討するもの。
  - ③ その他  
その他、特に検討が必要と判断されるもの。

- 4 申込手続 介護支援専門員等は、事前に電話等で申込み、日時の調整を受ける。  
(原則、上記「1 開催日時」の開催日ですが、第2・4火曜日で都合がつかない時は、日程調整します。)  
介護支援専門員等は、会議開催の1週間前までに、申込書1部(原本)と必要書類各4部を担当者に提出する。  
※要介護認定有効期間の半数を超える短期入所は、半数を超える2ヵ月前までに、適正化会議の申込みをしてください。

- 5 提出書類
- 一般世帯における訪問介護の生活援助
  - ① 介護サービス給付適正化会議申込書（原本1部）
  - ② フェイスシート（事業所の様式も可）（4部）
  - ③ アセスメントシート（事業所の様式も可）（4部）
  - ④ 週間サービス計画書（4部）
  - ⑤ 居宅サービス計画書（1）（2）または介護予防サービス支援計画表（4部）
  - ⑥ 課題整理総括表（4部）

- 要介護認定有効期間の半数を超える短期入所
- ① 介護サービス給付適正化会議申込書（原本1部）
- ② フェイスシート（事業所の様式も可）（4部）
- ③ アセスメントシート（事業所の様式も可）（4部）
- ④ 会議開催当月のサービス利用票・別表（4部）  
（別表には短期入所利用日数が記載されていること。）
- ⑤ 居宅サービス計画書（1）（2）または介護予防サービス支援計画表（4部）
- ⑥ 課題整理総括表（4部）

- 6 出務者
- ・介護支援専門員等（申込者）
  - ・担当地域包括支援センター職員（主任介護支援専門員等）
  - ・高齢福祉推進課職員（主担当、副担当、専門職等）

- 7 検討方法等
- ・事前に提出された書類の追加や訂正を確認し、支援が必要な理由と利用者の状態等を確認する。
  - ・担当地域包括支援センター職員はケアマネ支援の視点で、高齢福祉推進課職員はサービスが保険給付として適正かの視点で、それぞれ検討や助言を行う。（45分程度）
  - ・介護支援専門員等は退席し、担当地域包括支援センター職員、高齢福祉推進課職員で検討し、算定の可否、確認期間、モニタリング等について決定する。（15分程度）
  - ・結果は、原則10日以内に介護支援専門員等に通知。
  - ・介護支援専門員等は、会議内容を介護サービス計画に反映させる。

#### 留意事項

- ・この会議は、サービス利用前および担当者会議の開催前に実施するもので、暫定プランでの検討も可能です。算定を認める場合でも、原則として検討日（会議開催日）前に遡ることはしません。
- ・前年度等に検討し、現在の確認期間内の算定を認めている事例についても、確認期間終了前、認定更新時、担当者交代時等には新たに検討が必要となります。確認期間は認定有効期間ではありませんのでご注意ください。
- ・必要な対応がとられていないまま給付費の算定がされていることが判明した場合、給付費の返還を求めることがあります。
- ・生活保護の介護扶助を利用されている方（65歳未満の方）についても、本会議で検討し、介護保険の算定と同等の判断を行いますので、該当する場合は申込みください。
- ・虐待案件についても、申請書類の提出は必須となります。